

## 広島県工事中情報共有システムを利用した 電子納品の対象工事の拡大について

呉市建設工事における業務の効率化並びにより一層の品質の向上を目的に、広島県工事中情報共有システムを利用した電子納品を令和4年9月より導入しているところです。

令和5年度より、対象工事を拡大して電子化の推進を図ります。（下線部：対象拡大部分）

電子納品に適用する基準・要領等については、「呉市電子納品の手引」によるものとし、対象工事が発注者指定型または受注者希望型であることを特記仕様書に明示します。

### 1 対象工事

#### (1) 発注者指定型

当初請負代金額（税込）1億円以上の建設工事

広島県工事中情報共有システムを利用し、電子納品を適用します。

#### (2) 受注者希望型

当初請負代金額（税込）1億円未満の建設工事

受注者の希望により、広島県工事中情報共有システムを利用し、電子納品を適用します。

また、広島県工事中情報共有システムで作成可能な工事帳票のみを電子的に交換・共有する利用希望も可能とします。

#### 特記仕様書記載例

（電子納品）

- 1 当初請負代金額（税込）1億円以上の工事は、電子納品対象工事とする。
- 2 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。電子データは、広島県電子納品実施要領に準拠するとともに事前協議に基づいて作成すること。
- 3 受発注者間の工事情報の交換・共有については、広島県工事中情報共有システムを利用すること。  
○広島県工事中情報共有システムポータルサイト  
<http://hiroshima.neo-calsec.com/index.html>
- 4 当初請負代金額（税込）1億円未満の工事においては、電子納品を適用することができるものとし、また広島県工事中情報共有システムで作成可能な工事帳票のみを電子的に交換・共有する利用の場合も可能とする。  
適用する場合は、現場の着手までに監督員へ申出をすること。

### 2 適用

令和5年4月1日以降に公告、随意契約する建設工事から適用